

第1回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会 - 議事概要 -

1. 日時：平成18年10月26日（木） 13:00～14:50

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者

（委員）

亀岡 保夫（公認会計士）
川村 義則（早稲田大学商学学術院助教授）
佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）
高山 昌茂（公認会計士）
長 光雄（公認会計士）
藤谷 武史（北海道大学大学院法学研究科助教授）
弥永 真生（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

相澤大臣官房参事官、野口民事局局付（以上、法務省）

（事務局）

福井室長、中藤次長、原山審議官、佐伯参事官、范企画調整官、清水企画官、
梅澤企画官（以上、内閣官房行政改革推進室）
鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣官房管理室）

4. 議事次第

- (1) 室長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 会議の運営について
- (4) 公益法人制度改革の概要及び今後のスケジュールについて
- (5) 具体的検討課題及び検討スケジュールについて
- (6) 自由討議

5. 議事概要

- (1) 室長挨拶
福井内閣官房行政改革推進室長から挨拶がなされた。
- (2) 委員紹介

事務局から各委員・オブザーバー・事務局の紹介をした後、委員の互選により佐竹委員が座長に選任された。

(3) 会議の運営について

事務局から資料2、資料3に基づいて説明し、

必要に応じ、専門的事項に関し学識経験者等の意見を聞くこととした他、研究会の審議については、情報公開について研究会の透明性の確保と将来の公益認定の審査又は移行認定・認可の申請における不正防止の観点から次のようにすることをはじめとして、会議の運営は資料3のとおりとすることとした。

会議の議事概要を作成し、公開すること

会議に配布された資料は、原則として、会議終了後公開すること

会議は原則非公開とすること

また、佐竹座長が、座長に事故があるときに座長の職務を代行する者として川村委員を指名した。

(4) 公益法人制度改革の概要及び今後のスケジュールについて

事務局から、資料4、資料5に基づいて説明した。

(5) 具体的検討課題及び検討スケジュールについて

事務局から、資料6、資料7、資料8、資料9、資料10、資料11に基づいて説明した。

(6) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。委員の主な発言は次のとおり。

公益認定や移行認定・認可の基準としては、正味財産増減計算書をベースにするのみならず、収支計算書の活用も検討すべきではないか。

現行の公益法人の中には外部監査を受けているものもあり、その監査の対象は収支計算書に及ぶ。新制度においても、収支計算書に対する監査の在り方について検討すべきであろう。

現行の公益法人は、外部監査を受けている法人もあれば受けていない法人もあるところ。公認会計士等の監査を受け、より厳正な経理をしている法人ほど公益目的財産額が大きくなるなど不公平な結果を招かないようにすべき。

特例民法法人が一般社団法人・一般財団法人へ移行する場合、資産の売却時期によって著しく有利・不利が生じないような方策を検討する必要があるのではないか。

公益目的財産残額は、事業に係る収入の範囲によってはまったく減ら

ない場合もあり得るのではないか。

経理的基礎の判断に内部統制も加味してはどうか。

アメリカの財団においては、基金の拠出者の意思に基づきある条件を設定し、当該条件が満たされた場合には支出するが、満たされるまでは支出を制限しているものもある。遊休財産額の算定に当たり、寄附者の意思や計画の実現可能性をどう考慮するのも課題。

現行の公益法人が営利法人化する際には時価評価が求められるが、こうした時価の計算は容易ではない。一般社団法人・一般財団法人へ移行する現行の公益法人が、公認会計士等の専門家の手を経ずに時価の算定をすることは困難な場合もあるのではないか。

(7) その他

次回から第5回までの開催予定は次のとおりとされた。

第2回 11月8日(水) 10:00～12:00

第3回 11月30日(木) 16:00～19:00

第4回 12月14日(木) 15:00～17:00

第5回 12月27日(水) 10:00～13:00

以上